

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 9月30日
発信課	子育て支援部こども育成課
担当者	上田, 金平
連絡先	電 話 0166-25-9845
	FAX 0166-26-5722
	E-mail kodomoikusei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	その他
日 程	月 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	保育士等の子どもを対象とする認可保育所等の優先利用について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、待機児童解消に向けて、施設整備を進めるなど保育の受け皿の拡大を進めているところでありますが、保育士の確保が課題となっています。保育士自身の子どもが保育所等を利用できずに待機児童となった場合に、保育の担い手が確保できず、児童の受入の妨げとなることから、保育士等の子どもを対象に認可保育所等の優先利用が可能となるよう、保育所等利用調整基準の改正を行いました。</p> <p>1 優先入所の対象となる方 保育に携わる保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師又は放課後児童健全育成事業に従事する支援員及び補助員 ※上記有資格者のほか、子育て支援員研修を修了した者も含まれます。</p> <p>2 優先入所の対象となる勤務施設等 支給認定保護者が認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、通年制保育園、へき地・季節保育所、認可外保育施設、その他児童福祉施設及び放課後児童健全育成事業を実施する施設等で勤務する場合又は就労が内定している場合</p> <p>3 確認書類について 保育士証、免許状又は子育て支援員研修の修了証書等の写し等</p> <p>4 その他 保育士等の子どもを対象とする認可保育所等の優先利用については、待機児童解消へ向けた対応であることから、認可保育所等における保育士配置基準の弾力化に合わせ、緊急的・時限的な対応とします。</p>
添付資料	<p style="text-align: center;">無</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	